

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成27年1月16日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名：ネットリテラシー醸成講座等実施委託

(2) 目的

①小学生向けネットリテラシー醸成講座

区立小学校6年生を対象として、インターネットや若者の利用実態等の最新情報に詳しい講師が、インターネット、ソーシャルメディア等との上手な付き合い方、危険や注意点などについて講義を行うことで、児童のネットリテラシーの醸成を図る。

②中学生向けネットリテラシー醸成講座

区立中学校1年生を対象として、メール・ネットいじめ防止対策の一環として、中学校の生徒等を取り巻くネット・メディアの最新情報に詳しい講師が、インターネット、ソーシャルメディア等との上手な付き合い方、危険や注意点などについて講義を行うことで、生徒のネットリテラシーの醸成を図る。

③小学校児童の保護者向け子どものインターネット利用に関する啓発講座

これから携帯電話等を持つことが考えられる区立小学校の児童の保護者を対象としてインターネットや若者の利用実態等の最新情報に詳しい講師が、インターネット、ソーシャルメディア等との上手な付き合い方、危険や注意点などについて、講義を行うことで、児童のインターネット利用に対する啓発を図る。

※①～③を総称して「ネットリテラシー醸成講座等」という。

(3) 業務内容

①小学生向けネットリテラシー醸成講座実施業務（64校各1回）

②中学生向けネットリテラシー醸成講座実施業務（29校各1回）

③小学校児童の保護者向け子どものインターネット利用に関する啓発講座実施業務（64校各1回）

④ネットリテラシー醸成講座等に使用する資料の作成及び提供

(4) 対象者

①世田谷区立小学校6年生

②世田谷区立中学校1年生

③世田谷区立小学校児童の保護者

(5) 募集区分

「小学生向け」「中学生向け」「小学校児童の保護者向け」の3件について各1社の業者を募集する。ただし、同一事業者が複数の募集区分に応募し、複数の業務を受託することも可能とする。

(6) 履行期間

平成27年4月6日から平成28年3月25日まで

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 法人税、消費税、法人事業税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 情報モラル教育についての基本的考え方は適切であるか
- (2) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (3) 各講座の内容及び資料の作成にあたっての視点が適切であるか
- (4) 各講座の講師の採用方法・採用基準・研修体制等は適切であるか
- (5) 業務を円滑に実施するための体制が整備されているか
- (6) 緊急時の連絡体制、危機管理体制が整備されているか
- (7) 類似業務に係る受託実績等
- (8) 見積金額の妥当性
- (9) 財務状況

5 手続き

(1) 説明書の交付期間、場所および方法

①交付期間：平成27年1月16日（金）から1月26日（月）の午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）

②交付場所及び方法

下記担当課にて窓口配布

(2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

①提出期限 平成27年1月26日（月）午後5時必着

②提出先 下記担当課

③提出方法 持参またはFAXにより送付すること。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

①提出期限 平成27年2月16日（金）正午必着

②提出先 下記担当課

③方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 要当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 有（同一事業 平成28年度から平成29年度）
（但し、①予算配当を条件とする。②契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。）
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の本件担当部課に同じ
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない
- (8) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (9) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成27年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
- (10) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (11) 詳細は説明書による。

7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局策教育指導課指導管理係 遠藤
（世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口）

電話：03-5432-2706 ファクシミリ：03-5432-3041

E-mail: sea02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp